

# 島根県報

第一、四七二号

平成十五年五月二十三日

(金曜日)

目 次

告 示

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一

(農業経営課) 一  
(森林整備課) 一

部改正

保安林予定森林

公 告

都市計画の変更案の縦覧

特定調達公告

島根県立中央病院統合情報システム運用業務委託に係

(中 央 病 院) 二  
(都 市 計 画 課) 二

る随意契約の相手方等

島根県立中央病院情報通信設備保守業務委託に係る隨

( 中 央 病 院 ) 二  
意契約の相手方等

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務委託

( 中 央 病 院 ) 三  
に係る随意契約の相手方等

告 示

島根県告示第四百九十四号

島根県告示第四百九十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字中島三一四の三、三二四の一、三二四の六、三五八、三六五、三六五一、二〇〇五の一から二〇〇五の四まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
「次」とおりは、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成十五年五月二十三日

島根県知事 澄田信義

- 別表貸付条件の欄中「年一・〇パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。
- 附 則
- この告示は、平成十五年五月二十三日から施行する。
  - この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年四月十八日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

## 島根県報

## 公 告

都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第一百一十一条第一項の規定によることに準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするものに、同法第一百一十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公知し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なや、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日よりは、縦覧書を提出することができない。

平成十五年五月二十一日

島根県知事 澄 田 雄 義

## 一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

## 二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町

## 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

## 四 縦覧期間

平成十五年五月二十一日から平成十五年六月六日まで  
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

## 特 別 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年5月23日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年5月23日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量	島根県立中央病院統合情報システム運用業務 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
3 随意契約の相手方を決定した日	平成15年4月1日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所	株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南2丁目10番14号
5 随意契約に係る契約金額	100,573,200円
6 契約の相手方を決した手続き	随意契約
7 随意契約とした理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。
1 役務の名称及び数量	島根県立中央病院情報通信設備保守業務 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
3 随意契約の相手方を決定した日	平成15年4月1日

# 根 県 報

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 4 | 随意契約の相手方の氏名及び住所  | 松下ネットワークオペレーションズ株式会社 東京都港区芝浦1丁目12番3号            |
| 5 | 随意契約に係る契約金額  | 40,824,000円                                     |
| 6 | 契約の相手方を決した手続き  | 随意契約  |
| 7 | 随意契約とした理由  | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。 |
|   |  |   |
| 1 | 次とのおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。 |   |
|   |  |   |
|   | 平成15年5月23日   |   |
|   |  |   |
| 1 | 役務の名称及び数量  | 島根県立中央病院長 中 川 正 久                               |
| 2 | 島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式<br>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地   | 島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1                |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日   | 平成15年4月1日                                       |
| 4 | 随意契約の相手方の氏名及び住所  | 富士通株式会社島根支店 松江市学園南2丁目10番14号                     |
| 5 | 随意契約に係る契約金額  | 161,068,597円                                    |
| 6 | 契約の相手方を決した手続き  | 随意契約  |

平成15年5月23日

島根県報

第1,472号(4)

平成十五年五月二十三日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行